

平成24年度 第1回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成24年4月10日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 平成24年度 第1回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成24年4月10日（火）

●開会時刻 午前10時05分開会

●開催場所 高野町役場2階 大会議室

●出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 4番 柳葵  
5番 井阪晴美 6番 中林 敬 8番 西山一高  
9番 井手上治己 11番 井阪征郎 12番 新谷敏捷

以上9名出席

●欠席委員 3番 下名迫勝實 7番 梶谷廣美 10番 尾家富千代

以上3名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦 岡本哲明

●関係者 まち未来課主査 下洋一 まち未来課主事 林慶延

●議事事項 報告第1号 職員の任免について  
議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
の決定について  
報告第1号 農地法第3条第2項第5項による別段面積の設定に  
ついて

●議事内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時05分 開会\*\*\*\*\*

事務局

おはようございます。定刻をちょっと過ぎましたが、ただいまより平成24年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員3名、欠席委員ですが、3番、下名迫委員、7番、梶谷委員、10番、尾家委員です。

高野町農業委員会会議規則第9条の規定による定数を超えておりますので、本日の委員会は成立しておりますので、御報告いたします。

それでは、開催に当たり、事務局長よりごあいさつ申し上げます。

事務局長

皆さんおはようございます。お忙しいところ、農業委員会の定例会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

先日、すごい風が吹いたり、高野山に雪が降ったりとか、何かこう定まらないような気候だったんですけども、昨日から気温も上がりまして、何とか高野山も春らしくなってきたように感じております。

ちょうど、4月に人事異動がございまして、3人の課長が退職されたわけですが、この、まち未来課につきましては若干の変更があった程度で、平常の形でございますので、引き続き農業委員会のほうさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の案件でございますが、報告1件、議案審議1件、協議1件ということで、3議案を提案してございますので、慎重に御審議いただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまから開催させていただきます。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございます。それでは、審議のほうに入らせていただきます。まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づき、議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、6番、中林委員、9番、井手上委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっております、井阪会長、よろしくお願ひいたします。

井阪（征）議長

では、農業委員会を開催させていただきます。

これから忙しくなっていきますけども、体に気をつけてください。

それでは、会議に入らせていただきます。

それでは、次第に入らせていただきます。

報告第1号、職員の任免について、事務局、説明を願ひます。

事務局長

それでは、報告第1号ということで、1ページ目でございます。

報告第1号、職員の任免について、本会委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。

平成24年4月10日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

- 1、下洋一、平成24年4月1日、高野町農業委員会事務局職員を免ずる。
- 2、矢野隆、平成24年4月1日、高野町農業委員会事務局職員を免ずる。
- 3、下西修造、平成24年4月1日、高野町農業委員会事務局職員を兼任する。
- 4、岡本哲明、平成24年4月1日、高野町農業委員会事務局職員を兼任する。

ということでございます。この件につきまして、4月の人事異動によりまして、担当のほうが変わりましたので、農業委員会の事務局職員が変更したということでございます。

まず最初に、下洋一、まち未来課の担当でございましたが、今回の人事異動によりまして、職務内容が林業振興の担当に変わりましたので、農業委員会のほう、免じております。

2番、矢野隆につきましては、高野町役場富貴支所の農業担当者でございましたが、広域連合のほうに出向職員になりましたので、農業委員会事務局員を免じているものです。

かわりまして、下西修造、高野町農業委員会事務局職員を兼任する。下西修造につきましては、富貴支所で勤務しておりましたが、まち未来課の産業振興係長ということで、まち未来課の農業の担当のほうになりましたので、農業委員会の事務局職員ということで、産業振興係長と兼務で下西のほう、農業委員会に携わっていただきます。

4番、岡本哲明。富貴診療所で勤務しておりましたが、富貴支所の支所係長になりましたので、支所係長、農業委員会に関連していますので、農業委員会の事務局職員を兼任するものでございます。

門谷につきましては、従来どおり事務局のほう、担当させていただきます。

私も従来どおり、事務局のほう担当させていただきます。

今回、1年間でございましたが、皆さんと一緒に職務をさせていただきました、下から皆さんに一言御礼申し上げます。

事務局（下 洋一）

すみません、下です。短い期間でしたが、農業を通じて、農業の重要さや皆様の御苦労に感謝させていただいたりの1年でした。これからも、まち未来課には在籍しますので、皆様どこかでお仕事することになると思いますので、その節はよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

事務局長

続きまして、まち未来課の産業振興係長の下西修造、農業委員会で一緒にか

かわらせていただきますので、一言ごあいさつ差し上げます。

事務局（下西修造）

このたび、人事異動がございまして、まち未来課の産業振興係長として配属になりました、下西でございます。何分、農業委員会、農業振興等、知識、経験等浅いですが、そして、まだまだ未熟者でもございますが、精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、皆様方の御指導、御協力よろしくお願いいたします。以上です。（拍手）

事務局長 今回、農業委員会の書記ということで、本年4月から一緒にかかわっていきま  
す、富貴支所の支所係長、岡本哲明です。一言お願いします。

事務局（岡本哲明）

この4月1日から、富貴支所のほうでお世話になることになりました、岡本と申します。よろしくをお願いいたします。

何分、前職が診療所のほうで医療関係の仕事を行っておりましたので、農業関係はちょっと至らない点が多々あると思いますので、皆様には御迷惑をおかけするかと思いますが、よろしく申し上げます。（拍手）

事務局長 以上、農業委員会の職員の変更ということで、御説明させていただきました。

それと、この4月にまち未来課のほうに、1名職員が配属になりましたので、直接農業委員会とは関係ございませんが、また農地調査とか、いろんなところで一緒にお仕事させていただくということで、本日御紹介させていただきたいと思  
います。

昨年、高野町のほうに就職しまして、税回収機構のほうに出向しておりましたが、この3月31日で本庁のほうに戻りまして、まちづくり、地域振興のほう担当  
してございますが、まち未来課のほうで農業も一緒に仕事も手伝いながら、や  
っていくということでございます。高野山在住の、林慶延でございますので、御  
紹介します。

事務局（林慶延）

林慶延と申します。よろしく申し上げます。

事務局長 配属につきまして、直接、農業委員会の事務にはかかわらないんですけども、  
鳥獣害対策であるとか、農業振興の調査であるとかというのを課ぐるみですると  
き、皆さんとまた一緒にお顔合わせすることもあると思いますので、よろしくお  
願いしたいと思  
います。

それでは、報告第1号につきましては、以上でございます。

井阪（征）議長

では、続きまして、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

議案書2ページをお開きください。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見を求める。平成24年4月10日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページからになります、今回の申請は合計6件ございます。まず最初に、番号24-1、農地の所在、東富貴字成金平〇〇〇番〇、場所は図面、別紙の7ページの箇所でございます。登記簿及び現況地目は畑、農振区分、農用地内、面積は〇〇〇〇〇㎡、権利設定は使用貸借権、利用権の設定を受けるものの住所氏名、橋本市隅田町中下〇〇〇番地、〇〇〇氏。利用権の設定をする者の住所氏名、高野町東富貴〇〇〇番地、〇〇氏。利用目的は野菜栽培、期間は2か年となっております。

続きまして、番号24-2、農地の所在、花坂字木瀬原〇〇〇で、場所については別紙9ページの場所でございます。登記簿及び現況地目は田、農振区分は農用地内、面積は〇〇〇㎡、利用権の設定は貸借権です。利用権の設定を受ける者の住所氏名、高野町花坂〇〇〇番地、〇〇〇氏。利用権を設定する者の住所氏名、高野町花坂〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用目的は水稲作付、期間は3か年、賃料については毎年連絡までに1万円、借主宅に持参することになっております。

4ページをごらんください。番号24-3、農地の所在、花坂字スハ原〇〇〇で、場所については別紙11ページの場所です。登記簿及び現況地目は田、農振区分は農用地内、面積は〇〇〇〇㎡。利用権利の設定は、使用貸借権、利用権の設定を受ける者の住所氏名、高野町花坂〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者の住所氏名、高野町花坂〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏。利用目的は水稲の作付、期間は3か年となっております。

続きまして、番号24-4、農地の所在、中筒香字馬場〇〇〇ほか一つで、場所については別紙13ページの場所です。登記簿及び現況地目はそれぞれ田、農振区分は農用地内、面積は合計〇〇〇㎡。利用権利の設定は、使用貸借権、利用権の設定を受ける者の住所氏名、橋本市城山台〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者の住所氏名、橋本市城山台〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用目的は水稲の作付、権利期間は5か年となっております。

続きまして、番号24-5、農地の所在、上筒香字ババ〇〇ほか一つで、場所については別紙15ページの場所でございます。登記簿及び現況地目はそれぞれ田、農振区分は農用地内、面積は合計で〇〇〇〇〇〇㎡。権利の設定は、使用貸借権、利用権の設定を受ける者の住所氏名、橋本市城山台〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者の住所氏名、高野町上筒香〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用目的は水稲及び野菜、主にミョウガを作付する予定となっております。期間は5か年間です。

次に、番号24-6、農地の所在、中筒香字中尾〇〇〇の〇で、場所については別紙13ページの場所です。登記簿及び現況地目はそれぞれ田、農振区分は農用地内、面積は〇〇〇㎡。権利の設定は、使用貸借権、利用権の設定を受ける者の住所氏名、橋本市城山台〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者の住所氏名、高野町下筒香〇〇〇番地、〇〇〇〇〇。利用目的は野菜の栽培、期間は5か年となっております。

今回6件ともに農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。許可基準としては、同法第18条第3項の各要件をすべて満たす必要があり、今回6件の申請者すべて、農地について効率的に耕作し、農作業に従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に満たしておりますので、許可相当と考えております。御審議願います。以上です。

井阪（征）議長

御異議ありませんか。

御異議なければ、可決とします。

次の議題は、協議第1号、農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について、事務局に説明願います。

事務局（門谷佳彦）

18ページをごらんになっていただきますようお願いいたします。

協議第1号、農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について、農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について、農林水産省令で定めのある農地法施行規則第20条の別段面積に基づき、高野町内の農地の別段面積について、協議願いたい。平成24年4月10日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

右のページをごらんになってください。別段面積の設定見直しの理由について、平成21年12月施行、改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりましたということで、農業委員会の適正な事務について、農林水産省経営局長の通達に基づいて、平成22年12月22日で改正を行っております。これらについては、毎年下限別段面積の設定の必要性について審議することが定められております。今回は、今年度の下限面積については、下記のとおりと提案させていただきます。

方針としましては、農地法施行規則第20条第2項を適用し、高野町全域における下限面積、別段面積を現行の平成21年12月15日付21高野農委第5号で告示している、高野町全域10アールの変更は行わないということとします。理由としましては、高野町全域の耕作放棄地が年々ふえており、かつ、周辺に規模拡大を希望する農家が存在しないことから、新規就農を促進し、農地の有効利用を図る必要があるためという理由とさせていただきます。以上です。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。

井手上委員

9番です。ちょっと教えてほしいんですけども、この近隣の市町村の下限面積というのはどんな状態になっておるか。ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局（門谷佳彦）

どこの市町村の農業委員会も、直近のデータについては、ただいまのこの定例会でもう一度議案審議をしておるところでございますが、去年のデータによりますと、かつらぎ町では農業振興地域を中心に30アール、その他は10アール。橋本市も同様に30アールと10アール、その他は一律10アールとの情報をいただいております。

あと、和歌山県内では和歌山市、田辺市なんかは30アールの設定があると思うんですが、詳しくはまた6月のほうに確定しますので、そのときの委員会のときに、全県の分をお示しさせていただこうと思います。以上です。

井阪（征）議長

新谷委員

新谷委員

これ、富貴も全部10アールになるの。

事務局（門谷佳彦）

高野町全域、10アールの設定にします。

新谷委員

全域と書いてあるかな。

事務局（門谷佳彦）

はい。

新谷委員

富貴は今まで30アールやった。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。今まで30アール、改正農地法以降、10アールに変更しております。

新谷委員 はい、わかりました。

## 井阪（征）議長

ほかに御意見ございませんか。

ないということで、御意見なければ、協議第1号について同意とします。

以上で、予定していました議案審議は終了いたします。

なかったら、閉会してよろしいですか。

## 事務局（門谷佳彦）

前回の議案で審議していただいたとおり、日程の議案を毎月10日から20日前後のほうに変更になりましたので、また後日でも、日程をお示しさせていただきますので、年間行事を入れさせていただきます。

ただ、あくまでも予定の日程となりますので、会長の都合であるとか、県の農業会議の都合上とかで、若干の日程の変更はする可能性があります。その旨、3日前までには必ず各委員さんのほうに、開催の案内の通知をさせていただきますので、御出席のほうお願いいたします。

毎回通知させていただいておる中で、出欠の確認ということを必ずさせていただいておりますので、欠席が確実な場合は、支所また本庁のほうに欠席しますというふうに連絡をいただきたいのと、また、遅刻される場合も、遅刻する旨の連絡をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

## 事務局長

ただいまをもちまして、本日の農業委員会、これで閉会したいと思います。

皆さんの慎重審議、また御理解いただきまして、スムーズに議事3件とも御審議いただきまして、ありがとうございました。

また、農業委員会等に関しまして、後日でも結構ですので、運営につきましてとか、何かございましたら、またお話しいただいたらと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それと、あすが旧暦の3月21日になります。旧暦の3月21日、金剛峯寺のお大師様が御入定した日でございますが、その前日ということで、きょうは金剛峯寺のほうで、御逮夜という行事が行われます。年に1回しか開かない御影堂の内拝ができるという、そういうことをきょう夜、華やかに伽藍周辺がにぎわうということ。それで、六時の鐘のところで、きょう市場の皆さんの野菜を販売されるというようなことがございます。これはうちの管理ということで、高野町周辺の皆さんの野菜を高野山で地消地産ということで、そういうことをやってみるということで、昨年からはじめているところでございますが、花坂、細川の皆さんの野菜が販売されていて、そういうことも広い意味の中で、農業振興になると思っておりますので、また農業委員の皆さんにもいろいろとお知恵をかりたり、御指導いただきながら事業をやっていかなあかんと感じてまして、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、本日の農業委員会、これで閉会させていただきます。

ありがとうございました。

\*\*\*\*\*午前10時40分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成24年4月23日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 6 番 \_\_\_\_\_

署名委員 9 番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。